

埼玉県総合教育会議の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 埼玉県に設置する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に規定する総合教育会議の名称は、埼玉県総合教育会議（以下「会議」という。）とし、会議の運営に関する事項は、法に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議の招集手続）

第2条 知事は、会議を招集する場合には、あらかじめ会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき事項について教育委員会に通知しなければならない。

2 知事は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき事項を会議開催の日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議）

第3条 知事は、会議の議長となる。

（会議の公開）

第4条 会議はこれを公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書に該当すると議長が判断したときは、これを公開しないことができる。

（議事録の作成）

第5条 知事は、会議終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、前条ただし書の規定により会議を公開しないこととした部分を除き、これを公表する。

2 議事録には、次の事項を記載する。

- （1）開会、閉会の年月日及び時刻
- （2）会議開催の場所
- （3）出席した会議の構成員の氏名
- （4）構成員以外の出席した者の氏名
- （5）会議に付議した事項
- （6）発言の趣旨及び発言者の氏名
- （7）その他必要と認める事項

（事務局）

第6条 会議の事務局は、教育局教育総務部教育政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。